令和８年９月公募　市営住宅入居者募集結果

●優先世帯の住宅

番号	区	住宅名	棟番号・部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	申込人数	決定者No.
1	原町	北町団地	45号室（1階）	3K（6畳・4.5畳・3畳　3室）	62年	3,100円　～　6,200円	0	—
2	原町	北長野団地	3号棟103号室（1階）	3DK（6畳・6畳・6畳　3室）	31年	15,100円　～　29,700円	0	—

※優先世帯とは、20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）、老人、DV被害者又は心身障がい者などの方がいらっしゃる世帯です。
※優先世帯以外の方は「優先世帯の住宅」に申込みができません。
※住宅の入居基準は、「市営住宅」と同様です。

●市営住宅

番号	区	住宅名	棟番号・部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	申込人数	決定者No.
3	原町	国見町団地	2号棟408号室（4階）	3K 6畳・6畳・4.5畳　3室）	42年	15,200円　～　29,800円	0	—
4	原町	国見町団地	4号棟201号室（2階）	3DK（6畳・6畳・5畳　3室）	40年	16,500円　～　32,300円	0	—
5	原町	国見町団地	5号棟302号室（3階）	3DK（6畳・6畳・5畳　3室）	40年	16,500円　～　32,300円	0	—
6	原町	国見町団地	5号棟303号室（3階）	3DK（6畳・6畳・5畳　3室）	40年	16,500円　～　32,300円	0	—
7	原町	北長野団地	4号棟306号室（3階）	4K（6畳・6畳・8畳・4.5畳　4室）	30年	20,600円　～　40,500円	0	—
8	原町	北長野団地	5号棟304号室（3階）	3DK（6畳・6畳・8畳　3室）	29年	18,400円　～　36,100円	0	—
9	原町	仲町団地	5号棟503号室（5階）	3K（6畳・6畳・4.5畳　3室）	50年	12,200円　～　23,900円	0	—
10	原町	三島町団地	3号棟304号室（3階）	3K（6畳・6畳・4.5畳　3室）	37年	16,700円　～　32,700円	0	—
11	原町	二見町団地	2号棟403号室（4階）	3K（6畳・6畳・4.5畳　3室）	46年	14,500円　～　28,400円	0	—
12	小高	万ヶ迫団地	5-2号室（1・2階）	3DK（6畳・6畳・6畳　3室）	21年	15,400円　～　30,200円	0	—
13	小高	万ヶ迫団地	19-2号室（1・2階）	3DK（6畳・6畳・6畳　3室）	18年	15,900円　～　31,200円	0	—

◇市営住宅の入居基準◇
・住宅に困っていることが明らかな方　・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
・同居する親族がいる方（60歳以上の方等、単身入居が可能な場合もあります。）　・暴力団員でないこと　・世帯の収入が入居基準額を超えないこと

●災害公営住宅

番号	区	住宅名	棟番号・部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	申込人数	決定者No.
14	原町	大町南団地	501号室（5階）	2DK（6畳・6畳　2室）	11年	17,700円　～　34,800円	1	1
15	小高	小高上町団地	1-2号室（1・2階）	3DK（6畳・6畳・6畳　3室）	11年	17,500円　～　34,300円	1	1

※東日本大震災の被災者の方が申し込んだ場合は、優先して入居ができます。
※東日本大震災の被災者ではない方も上記の市営住宅の入居条件を満たせば申込みができます。

●中堅所得者向け住宅

番号	区	住宅名	棟番号・部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	申込人数	決定者No.
16	小高	紅梅団地	B4-2号室（1・2階）	3DK（6畳・6畳・6畳　3室）	25年	30,100円　～　40,600円	0	—

◇中堅所得者向け住宅の入居基準◇
上記の市営住宅入居基準（所得要件除く）＋中堅所得（世帯所得が月額158,001円以上259,000円以下）であること

●定住促進住宅

番号	区	住宅名	棟番号・部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	申込人数	決定者No.
17	鹿島	定住促進住宅	1号棟206号室（2階）	3DK（6畳・6畳・4.5畳　3室）	34年	12,300円　～　24,200円	0	—
18	鹿島	定住促進住宅	1号棟307号室（3階）	3DK（6畳・6畳・4.5畳　3室）	34年	11,000円　～　21,700円	0	—
19	鹿島	定住促進住宅	2号棟307号室（3階）	3DK（6畳・6畳・4.5畳　3室）	34年	11,000円　～　21,700円	0	—

◇定住促進住宅の入居基準◇
・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
・暴力団員でないこと　・世帯の収入が入居基準額を超えないこと

◇市営住宅・定住促進住宅・災害公営住宅共通事項◇

【申込みにあたっての留意事項】

・入居資格の有無を事前に審査した上で申込書類を提出していただきます。

・申込最終日は混雑します。書類に不備があると受付ができない場合もありますので、申込みの際は余裕を持ってお越しください。

・入居決定後に、規定（入居者と同等の収入があるなど）に沿った連帯保証人を届け出ていただきます。また、家賃の3か月分を敷金として納めていただきます。

・家賃の月額は、表中家賃月額の範囲内で分かれており、入居世帯の月額所得によって異なります。

・募集は部屋ごとに行い、募集期間中に申し込みができるのは1世帯につき一部屋のみです。

・申込みが重複した場合は抽選となります。

【収入基準のめやす】

・入居に係る収入基準については、世帯の中で所得がある方全員の年間所得額（給与所得控除後の金額）を合計したものから、各種控除額（同居者一人につき、380,000円など）を差し引き、その額を12か月で割った1か月あたりの世帯所得が158,000円以下でなければなりません。

・高齢者、障害者または小学校就学前の子どもがいる世帯など、一定の基準を満たしている世帯の場合の収入基準は、1か月あたりの世帯所得214,000円以下となります。

【申込に必要な書類】

・各種入居申込書　・入居者の所得を証明するもの（所得証明書や雇用証明書など）・入居者全員の住民票（住民票謄本）

・税の完納証明書（他市町村の方の場合は、過去3年分の納税証明書）・その他（必要に応じて、婚約証明書、退職証明書、賃貸借契約書の写しなど）

【入居後の注意事項】

・転居費用及び浴槽、給湯機器、調理器具、照明器具などの設置費用は自己負担となります。

・冷暖房器具、温水洗浄便座、手すりの設置などの現状変更を行うには、あらかじめ市の許可が必要です。

・ペットを飼うことはできません。また、他人のペットを一時的に預かることも禁止しております。

・入居中に居室内で発生した設備の故障、不具合については、原則として自己負担で修繕していただきます。

・家賃のほかに、各種公共料金、自治会費などの費用負担が別途発生します。

・退去時には、すべての家財を住宅から撤去し、畳の表替え、襖・障子の張り替え、現状変更箇所の復旧、破損箇所の修理などの必要な修繕をしていただきます。なお、その費用は、市が行う部分を除き、すべて退去者の負担となります。

【問合せ先】

南相馬市営住宅等管理センター　TEL 0244-32-1825（平日　午前8時30分～午後5時15分まで）